

吉富町「女子集客のまち」推進事業
空家活用店舗出店者募集要項

1 目的

吉富町では、『女子集客のまち』推進事業』として、町中心部への商業機能の更なる充実や人の交流活性化による賑わいづくりを行い、コンパクトシティを実現する事業を行っています。

その事業の中で、町内の空家を店舗として活用する取り組みを実施するにあたり、当該店舗の出店者を募集します。

2 募集内容

空家活用店舗出店者（2店舗分の出店者を募集します。）

(1) 業種について

集客を目指す事業のため、あくまでも「店舗」であり、事務所としての利用は出来ません。「飲食店」等を想定しています。

(2) 店舗の概要

① 契約形態

契約は、物件所有者との賃貸借契約となります。

② リノベーションについて

店舗開業にあたって必要となる基本補修を行う予定としています。内装などの工事に関しては、出店者の負担となります。

③ 施設の概要

| | A 物件 | B 物件 |
|-----|-------------|-------------|
| 所在地 | 吉富町大字広津 | 吉富町大字広津 |
| 交通 | 吉富駅から徒歩7分程度 | 吉富駅から徒歩2分程度 |
| 構造 | 木造平屋建 | 木造平屋建 |
| 賃料 | 2万円/月 | 2万円/月 |

3 出店申込の条件

(1) 2 (2) ③に示す物件を借りて、新たに出店しようとする満20歳以上の個人又は法人であって、4に示す説明会のうちいずれか1つに参加した方（代理参加も可）

(2) 原則として週4日以上、かつ1日あたり6時間以上の営業が出来る方ただし、次の場合は対象となりません。

① 空家の所有者又は所有者の3親等以内の親族である場合

② フランチャイズ・チェーン店を出店する場合

③ 法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業を行う場合

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である場合又はそれらと密接な関係を有する場合

⑤ 外国人の方で永住権・就労ビザをお持ちでない場合

- ⑥ 市町村税等の滞納がある場合
- ⑦ 騒音・悪臭・振動等、近隣に迷惑を及ぼすことが想定される場合
- ⑧ その他町長が要件を満たさないと判断した場合

4 説明会について

(1) 日時・会場

6 (1) をご参照ください。

(2) 参加申込方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、郵送、持参、FAX のいずれかにてお申し込みください（申込書は、吉富町役場企画財政課の窓口又は町ホームページで取得できます。）。

(3) 説明会参加申込書の提出先

① 郵送・持参

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

吉富町役場 企画財政課 空家活用店舗出店者募集係

② FAX

吉富町役場 企画財政課 FAX 0979-24-3219

(4) 説明会参加申込書の提出期限

説明会開催日の前日17時まで

※郵送の場合は必着となります。なお、申込多数の場合は先着順とさせていただきます。

5 出店申込について

出店を申し込むためには、出店申込書の提出が必要です。

(1) 出店申込書の配布

説明会へ参加された方に会場にて配布します。

(2) 出店申込方法

(1) の申込書に必要事項を記入のうえ、郵送、持参のいずれかにてお申し込みください。

(3) 出店申込書の提出先

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

吉富町役場 企画財政課 空家活用店舗出店者募集係

(4) 出店申込書の提出期限

平成29年11月30日（木）17時まで

※郵送の場合は必着となります。

6 今後のスケジュール

(1) 説明会 平成29年10月13日（金）17時～19時

14日（土）17時～19時

20日（金）17時～19時

21日(土) 17時～19時

会場：いずれも吉富フォーユー会館2階視聴覚室

- (2) 物件内覧会 平成29年10月下旬
※日程等の詳細については、説明会でご案内します。
- (3) 出店申込書の提出期限 平成29年11月30日(木) 17時
- (4) 優先交渉者選定 平成29年12月上旬
※優先交渉者と物件所有者の交渉が不調の場合、次点の方が交渉を行います。
- (5) 同意書の締結 平成29年12月末頃
- (6) 出店準備 平成30年1月～
- (7) リノベーション 平成30年4月～(予定)
※平成31年3月末までの開業を目指していただきます。

7 その他

- (1) 優先交渉者の選定理由及び選定の経緯については、公表しません。また、選定結果に対する質疑や異議申し立てについては、一切受け付けないこととし、このことに関して損害又は不利益が発生した場合においても、吉富町はその責任を一切負わないものとします。
- (2) リノベーションについては、当該取組にかかる平成30年度の歳出予算成立を条件として吉富町が実施するものとします。吉富町が実施するリノベーションの内容及びその範囲等については、説明会でご案内します。

8 問い合わせ先

事務局(株)マインドシェア内 TEL 092-418-3200
吉富町役場 企画財政課 TEL 0979-24-4071